



令和8年度（2026年度）

東広島市地域文化芸術団体活動支援事業

「くらら市民文化芸術活動サポートプログラム」

募集要項

令和8年3月

東広島芸術文化ホール指定管理者

1 趣旨

東広島市内（以下「市内」という。）に活動拠点を有し、かつ文化芸術や生涯学習の活動実績がある個人・団体*が行う事業に対し、東広島芸術文化ホールくらら（以下「くらら」という。）大ホールにおける事業の経費の一部を支援するものです。また経費面だけではなく、主体的かつ広く市民が参加・鑑賞できる活動となるよう広報や催事運営面で皆様の活動をサポートします。

このプログラムは、皆様の今後の活動がより活性化し持続的なものとなることにより、より多くの市民の皆様が文化芸術・生涯学習活動に興味関心を持ってもらい、くららの利用活性化を図るとともに、地域の文化芸術・生涯学習活動の振興を促進するものです。

皆様のご応募をぜひお待ちしております。

- ※ 継続した活動実績がおおむね1年以上ある個人もしくは団体をいう。
- ※ 個人の場合は、事業実施のために実行委員会等の組織として申請すること。
- ※ 実行委員会等の組織で申請する場合は、実行委員会の主たる活動者に上記活動実績がある個人もしくは団体を1者以上含むこと。
- ※ 申請者が主催する事業であること。支援事業内定後の活動途中での主催団体の変更は原則認められません。

2 対象となる事業

支援の対象事業は、次の（1）～（6）の要件をすべて満たすものとします。

なお事業内容は、音楽、演劇、ダンス、伝統芸能、映像などのジャンルや、入場料徴収や他の補助金を受けているなどの有無は問いません。

- （1）くらら大ホールで実施されるもの。なお、1階席利用、1・2階席利用、全席利用は問わない（舞台のみの利用は不可）。
- （2）令和8年（2026年）度中（2026年4月1日から2027年3月31日まで）に実施されること。なお、1団体等（実行委員会の場合の実績を有する個人を含む）につき、この期間中1事業を対象とする。
- （3）申請者が、広く市民等に参加・鑑賞の機会を提供できる事業であること。
- （4）この事業を企画・運営・実施する団体・組織が次の要件をすべて満たすこと。
 - ① 営利を主たる目的としていないこと
 - ② 暴力団員でないこと暴力団及び暴力団の統制下にない者で構成されているもの。
 - ③ 市内に活動の拠点を有するもしくは事務所を有するものであること。または団体の構成員のうち東広島市内在住者が過半数いること。
 - ④ 地方公共団体もしくは地方公共団体の出資もしくは公益法人・学校法人等の事業ではないこと。ただし、市民・住民による自主的・主体的かつ自発的な参加等

により実施される事業である場合はこの限りではない。

- (5) 東広島芸術文化ホール第3期指定管理者業務基準書8ページ「③利用料金の減免に関すること」に掲げる表中の減免対象事業でないこと。
- (6) 上記(1)から(5)の要件を満たすものであっても、次のいずれかに該当する場合は支援の対象事業としない。
- ① 政治的な目的で実施されるもの
 - ② 宗教的な目的で実施されるもの
 - ③ 営利を目的とするもの

3 支援の内容

(1) 会場の使用料等の一部の支援

① 支援対象経費

事業の本番にかかる大ホールの施設利用料金、附属設備利用料金、技術要員費の一部(支援対象経費の合計額15%(上限5万円、10円未満四捨五入))を支援します。

なお、この事業は営利を目的としていない事業を支援することとしていることから、適切な事業計画および収支計画を行ってください。

【支援の対象となる経費】

項目	内容
施設使用料	大ホールにおける事業の本番にかかる施設利用料金 ※楽屋の利用料金は除く ※本番日にリハーサルもしくは仕込みを行う場合はその時間区分は補助対象経費となります。
附属設備使用料	大ホールにおける事業の本番にかかる附属設備利用料金 ※本番日にリハーサルもしくは仕込みを行う場合の附属設備の利用料金は補助対象経費となります。
くらら臨時要員費(舞台・音響・照明・映像) くらら基本外技術料 ※詳細な料金は「くららガイドブック」P.9 参照のこと	大ホールにおける事業の本番にかかるくららの技術要員費 ※本番日にリハーサルもしくは仕込みを行う場合の技術要員費は対象経費となります。 ※主催者・運営者が外部業者へ別途発注する要員費他人件費や委託費は対象経費とはなりません。 ※ピアノ調律費は対象経費とはなりません。

利用例

令和8年4月25日(土)・26日(日)大ホール全席(9:00~22:00)を

利用し、初日に仕込み・リハーサルを行い、2日目の10:00～16:00で入場料無料の事業を行う場合

※実際の利用の金額は事業内容により異なります。

【支援対象経費】項目	内容
大ホール施設利用料金	26 日本番日 110,800 円
大ホール附属設備利用料金	26 日本番日 35,000 円
くらら舞台要員費 (2 名分)	26 日本番日 55,000 円
対象経費合計	200,800 円
支援額	30,120 円 計算 200,800 円×15%=30,120 円

② 支援額の確定 (※支払いについては5ページ「業実施の流れ (5) (6)」参照)
最終的な支援額は事業終了後、会計報告を行っていただき承認された後に確定するため、申請時の額と異なる場合があります。また打合せなどにより支援対象経費が変わる場合があります。

(2) 広報協力

- ① くらら広報誌「くららシード」やくららホームページへの掲載
- ② チラシ配布

くらら自主事業での配布のほか市内外各施設 (公共施設、商業施設等) へ配布

(3) その他

チケット受託販売やくららシードへのチラシの挟み込み (手数料あり)

4 申請方法

次の方法で申請してください。

なお、くらら大ホールの利用許可の有無は問いませんが、まだ利用許可のない方はあらかじめホールの空き状況を確認されることをおすすめします。詳しくはくららまでお問い合わせください。

申請期間	令和8年4月1日 (水) から令和9年3月10日 (水) 必着
必要提出書類	① 申請書 (様式第1号) ② 事業計画書 (様式第2号) ③ 収支予算書 (様式第3号) ④ 団体概要書 (様式第4号) ⑤ これまでの活動実績や公演の実績が分かるもの (チラシやプログラム、記録物 (CD や DVD)、新聞記事等のコピーなど)

	※各様式はくららホームページからダウンロードできるほか、くらら窓口で配布しています。詳しくはお問い合わせください。
提出方法	東広島芸術文化ホールくららまで、郵送もしくは1F事務室へ直接持参（受付時間9：00～19：00）してください。 （提出先） 東広島芸術文化ホールくらら 〒739-0015 東広島市西条栄町7番19号 電話（082）426-5900（受付時間9：00～19：00）
その他注意事項	・提出された書類は返却できません。ただし、提出書類⑤については希望があれば返却します。 ・申請方法などについて、不明な点がある場合はくららまでお問い合わせください。

5 支援事業の選考および決定

① 選考について

支援事業は、有識者、市教育委員会、指定管理者で構成される選考委員会で選考し、決定します。

（決定までのスケジュール）

申請後2週間以内 選考委員会の開催

申請後1ヶ月以内 支援事業の決定

申請後1ヶ月後 申請者に選考結果を文書で通知

（支援事業の選考数）

最大で8事業（予定）

② 審査について

特に次の内容について重点的に審査します。

（ア）事業内容について

- ・実施の対象が特定の団体や個人ではなく、広く住民に参加や鑑賞機会等が提供されるような公益性のある事業であるか。
- ・支援事業の趣旨や目的に合致し、支援するのにふさわしい内容の事業であるか。
- ・事業計画や収支計画に実現性があり、かつ具体的で妥当な内容となっているか。

（イ）実施運営について

- ・実施計画や収支計画に基づき、事業を適正に実施できる体制となっているかどうか。

（ウ）事業の実施効果について

- ・事業の実施により、さらなる地域の文化芸術・生涯学習活動の活性化の機運醸成

につながるものになっているかどうか。

- ・今後も地域での活動の継続性が見込まれるかどうか。

(エ) その他

- ・支援事業として選考された場合でも、選定委員会から事業内容や収支計画について条件提示や指示等をする場合があります。

6 選考後の事業実施の流れ

支援事業として選考された場合の、事業実施のおおまかな流れは次のとおりです。

詳細は選考された場合に実施団体にお知らせします。

(1) くららとの打ち合わせ

事業実施前にあらかじめくららが指定した日時に打ち合わせに参加してください。その際事業の進捗状況を報告してください。また打合せのほか、メールや電話でのやり取りする場合がありますので、対応できるようにしてください。

(2) 事業の実施

(3) 事業報告などの提出

事業終了後30日以内に次の書類をくららに提出もしくは郵送してください。

- ① 事業報告書（様式第5号）
- ② 収支報告書（様式第6号）
- ③ 収入証明ができるもの（チケット収入やほかの補助金がある場合）
- ④ 事業のチラシやプログラムなどの記録資料

(4) 支援金の申請

事業報告についてくららによる確認・承認後、支援金額を決定しますので、指定様式により申請を行ってください。

(5) 施設使用料等の支払いと支援金の支払い

くららの請求に基づいて事業実施に係る施設使用料等をお支払いください。事業報告書提出後くららより支援金を指定口座へ振り込みます。または、請求金額を支援金により精算することも可能です。

(6) 支援内定を受けた団体は、当該活動の実施に際して作成するポスター、チラシ、プログラム等の印刷物に下記の事業名を原則明記してください。

「令和8年度（2026年度）東広島市地域文化芸術団体活動支援事業」

7 その他

- (1) 支援事業として選考後、申請内容などに虚偽の報告があった場合や、「2 対象事業について」に掲げる諸条件に該当しなくなった場合は、支援対象事業を取り消す場合

があります。

(2) 決定後必要に応じて追加書類を提出いただく場合があります。

(3) 事業において、JASRAC（一般社団法人日本音楽著作権協会）管理曲を上演する場合は、実施者により必要な手続きを行ってください。そのほか JASRAC 管理曲以外の著作物の使用については、使用者が適切な手続きを行うようにしてください。

その他事業の実施に係る法令上必要な手続きは主催者・実施者側で適切に行ってください。

(4) その他、疑義などが生じた場合は、都度話し合いにより解決するものとします。

8 問い合わせ先

東広島芸術文化ホールくらら 「くらら市民文化芸術活動サポートプログラム」担当
〒739-0015

東広島市西条栄町7番19号

電話 (082) 426-5900 (9:00~19:00)

Fax (082) 426-5901

Eメール info@kurara-hall.jp

ホームページ <https://kurara-hall.jp/>